

令和 5 年度第 4 回千葉県環境影響評価委員会（6 月 1 6 日開催）における主な意見及び事務局の回答

※No.は資料中の表記の都合から参考 1 から連番にしている。

No.	方法書	論点整理	委員からの意見	事務局の回答
68	2-32	3(3)ア	産業廃棄物由来であれば、3,000mg/L以下のみ受け入れることは可能と思うが、一般廃棄物の場合は制限することは難しいと思う。	2(2)イの論点は、塩化物イオン濃度対策のうち、産業廃棄物に係るもの。一般廃棄物に係る塩化物イオン濃度対策に対する論点は、2(2)ウで上げている。
69	5-3	3(4)ア	この表現だとシートを除去したときだけになってしまうので、「シートを除去して工事を実施する場合に」とした方がよいのではないか。項目選定のページで、供用時の悪臭には○がついているが、工事の実施にはついていない。	御意見を踏まえて修正する。
70	6-78	3(5)イ	地下水の流れの変化の程度を予測する手法について、具体的にどのような解析をするのか、例えば、浸透流解析をするのか細かいところは触れられていない。アセスで解析をどこまで明確に求めるか。	帯水層ごとの地下水流動を整理して、わかりやすく示すよう論点に入れたが、解析方法までは論点に入れていない。
			地質的には人工的に手を入れてしまうので、パラメータが取れなかったり、技術的に非常に難しい分析を求められる。そういう意味で非現実的な分析を求めてしまうことになってしまうから、これで限界なのかという印象を受ける。	
71	6-78	3(5)イ	<b>（委員会後の追加意見）</b> 地下水の流れは、地質構造（帯水層）にあまり捉われない方がよい。地下水はポテンシャルの高いところから低いところへ流れる。地下水は、事業区域内に留まるものではないので、周辺の地形を考慮する必要がある。（高宕川の河床が地下水の基準面）	御意見を踏まえて修正する。
72	3-135	3(6)	事業区域周辺は、房総丘陵の典型的な生態系があるところ。既往調査で確認されているチドリノキは、日本全体ではありふれているが、冷温帯の要素を象徴するような植物でとても珍しい。処分場の在り方を事業者に言うことを考えてもらいたい。	最終処分場の立地については、担当部局へ伝えさせていただく。
73	別添-1 ~22		富津市長の意見では、第二処分場の漏洩対策が大丈夫なのかというところに関して、懸念を持っている。しかし、今回のアセスは第二処分場が対象となっていないので、そこに対して直接意見できないということか。	今回の第四処分場と第三処分場（3-2）の嵩上げに関連すること、例えば、排水計画等についてのみ論点にしている。
74	別添-31	3(3)ウ	凝集・水処理剤に塩化鉄を使用しているとある。事業者はこれを転換するといっている。この転換を確実にするということを行政から言うことができるのではないか。	第三処分場（3-3）の設置時の対策方針となるので、現時点で済んでいるのか次回までに事業者を確認して報告する。  <b>（確認結果）</b> 事業者を確認した結果は、以下のとおり。 ・浸出水処理設備では、凝集処理工程が 2 段ある。 ・第三処分場（3-3）設置前には 1 段目で塩化第二鉄を、2 段目で塩化第一鉄を凝集剤として使用していた。 ・第三処分場（3-3）設置後は、1 段目の塩化第二鉄を硫酸第二鉄に転換しており、2 段目の塩化第一鉄の転換については検討中。